

畜産経営情報

酪農経営者に対して乳用雌牛1頭あたり 6,100円の奨励金が交付されます！

輸入粗飼料価格の高騰などが酪農経営を圧迫していることから、自給飼料の生産基盤を強化するため、平成26年度に限り『都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業』により、酪農経営者に対して奨励金が交付されることになりました。

〔事業内容〕

国産粗飼料の利用・定着を図るため、3年間を見通した『国産粗飼料等利用体制強化計画』を策定し、優良品種や借地への飼料作付け等（別紙の取組項目から1つ以上を選択）を行った場合、乳用経産牛（牛個体識別台帳に記録され、平成26年4月1日における24ヵ月齢以上の乳用種の全ての雌牛）1頭当たり6,100円が交付されます。

※1頭当たり1アール以上の取組面積が必要です。

☆例えば、乳用経産牛が50頭で優良品種の作付け等を行った飼料畑が50アール以上の場合
50頭×6,100円=305,000円の奨励金が交付されます。

〔申込み〕

○提出書類⇒最初に必要となる書類は、①参加申請書、②事業参加同意書、③委任状です。

○提出期限⇒5月12日～19日

○提出先⇒生乳を出荷しているJAや専門酪等

○事業の問合せ先

現在、JAや専門酪では、対応窓口も含めて受付準備をしていますので、12日以前の事業の詳細や不明な点は、お近くの地方事務所農政課又は、農業改良普及センター畜産担当者に問い合わせ願います。

◆問い合わせ先

佐久地方事務所農政課	0267-63-3145	佐久農業改良普及センター	0267-63-3167
上小	0268-25-7126	上小	0268-25-7157
諏訪	0266-57-2913	諏訪	0266-57-2931
上伊那	0265-76-6813	上伊那	0265-76-6842
下伊那	0265-53-0414	下伊那	0265-53-0437
木曾	0264-25-2221	木曾	0264-25-2230
松本	0263-40-1917	松本	0263-40-1945
北安曇	0261-23-6511	北安曇	0261-23-6544
長野	026-234-9514	長野	026-234-9536
北信	0269-23-0209	北信	0269-23-0221
県庁園芸畜産課畜産経営係	026-235-7233	県畜産会	026-228-8809

都府県酪農経営国産粗飼料利用体制強化事業（H26年度限り）

1 事業内容

国産粗飼料の利用・定着を図るため、酪農経営者が『国産粗飼料等利用体制強化計画(3年間の見通し)』を策定し、平成26年度において次のいずれかの取組を実施。

取組内容	主な証拠書類
	(全取組共通) ○面積を確認できる農地基本台帳の写など ○作付ほ場の写真(撮影日、経営者氏名入り)
①飼料作物の二期作又は二毛作による作付け (自己所有地における作付け)	①共通
②飼料作物の借地を利用した作付け	②賃借契約書、農作業受委託契約書等
③知事が指定する奨励品種の飼料作物の作付け (県が定めた品種は別添のとおり)	③種子購入伝票等(品種名がわかる請求書・領収書)(※日付はH26.4.1以降)
④飼料作物の耕畜連携を通じた利用 (耕種農家が作付する飼料作物(稲WCS、飼料用米、牧草等)を利用)	④供給農家・数量・飼料作物名・作付面積が確認できる供給契約書
⑤国産粗飼料の広域流通による利用 (広域流通(市町村の範囲を越え、かつ概ね半径30km以上)する国産粗飼料を購入する。)	⑤流通元・数量・飼料作物名・生産面積が確認できる販売伝票(※日付はH26.4.1以降)

2 助成要件

次の全てを満たしていること。

- ①乳用経産牛(※)1頭当たり1アール以上の飼料作物作付延べ面積があり、上記の取組を実施していること。(取組により増加する面積を含む。)

※牛個体識別台帳に記録され、平成26年4月1日における24ヶ月齢以上の乳用種の全ての雌牛

- ②国産粗飼料利用体制強化計画を策定し、計画に基づく取組を実現すること。

3 助成対象者

都府県の酪農経営者

4 助成率

定額(乳用経産牛1頭当たり6,100円)

5 事業の流れ

《農家が係る部分：①参加申請書等提出→②計画書提出→③現地確認→④奨励金交付》

凡例：……→ 基本的な書類の流れ、→ 特にJA・専門酪等の協力が必要な部分、—▶ 奨励金の流れ

